

第2回分科会

条例の全体像を考えよう



1

前回までのふりかえり

自治基本条例ってなんだろう？

「自治」＝自分たちのまちは自分たちで治める

「自分たちの住むまちを良くしていこう！」という目標に向かって
市民・議会・行政 みんなで力を合わせるための「まちのルール」です。

市民は市民の
事業者は事業者の、
議会は議会の、
行政は行政の、
それぞれの役割を
果たしていこう

互いに
情報を共有
しあうこと
も大切

課題解決に
向けて、連携・
協力しあう
ことも大切

「住んでよかった」
「住んでみたい」と
思えるまちに
していくためには、
いろんな人たちの
知恵や力が必要

行政に任せたことが
きちんとできている
かどうかを、
把握・チェックして
いくことも
市民の責任

市民（地域）
にしかできな
いこともある
はず…。

まちづくりって
行政に
任せきりでいいの？

市民がまちづくりに
関わる仕組み、
意見を言うことが
できる仕組みを
整えていこう



市民・議会・行政 みんなで力を合わせて まちをつくっていくためのルールだから、
案を作る段階からみんなで関わっていくことが大切です。

2

どんなことが条例に書かれているの？

自治基本条例は「メニュー条例」とも言われます。それは、その自治体を運営するための考え方や原則、様々な制度・項目が並んでいるからです。

「百聞は一見にしかず。」 実際に自治基本条例の条文を眺めてみましょう。

【ケース1】安城市自治基本条例（平成22年4月1日施行）

【ケース2】朝来市自治基本条例（平成21年4月1日施行）

【ケース3】流山市自治基本条例（平成21年4月1日施行）

【ケース4】名張市自治基本条例（平成18年4月1日施行）

【ケース5】岸和田市自治基本条例（平成17年8月1日施行）

【ケース6】大和市自治基本条例（平成17年4月1日施行）

基本的な骨格は似てるけれど、自治体によって特徴は様々だね。



3

グループワーク

【はじめに】 <1分>

- ・ 2つのグループに分かれましょう。
- ・ それぞれのグループで司会と書記を決めましょう。

【STEP1】 <30分>

- ・ 他市町村の事例やワークシート（宿題）、市民会議（第4回）の意見を参考に、
「住んでいてよかった」「住んでみたい」と思える高浜市を
みんなで力を合わせてつくっていくために
基本ルールとして『あったらいいな』と思うことを、
ポストイットに書き出してみましょう。
- ・ 書き終わったら、なぜそう思ったのか、みんなで意見や想いを出し合ひましょう。

【STEP2】 <10分>

- ・ 出されたポストイットの中から「特に『これは大切！』『欠かせない！』と思う項目」にシールを貼りましょう。
※シールは1人3枚。1枚のポストイットに対して3枚のシールを貼ってもいいし、3枚のポストイットに1枚ずつ分けて貼ってもいいです。

【STEP3】 <6分>

- ・ それぞれのグループで話し合ったことを発表しましょう。

【まとめ】 <15分>

- ・ 中川幾郎先生から講評をお願いします。

次回 → 月 日 () 時～

内容 →